第５７号議案

八王子市図書館条例の一部を改正する条例設定について

八王子市図書館条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市図書館条例の一部を改正する条例

八王子市図書館条例（昭和５９年八王子市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（種別、名称等）
第２条　図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">分室</td><td><u>八王子市北野市民センター図書館</u></td><td>同　　北野町５４５番地３</td></tr>
<tr><td><u>八王子市由井市民センターみなみ野図書館</u></td><td>同　　みなみ野一丁目７番１号</td></tr>
<tr><td><u>八王子市恩方市民センター図書館</u></td><td><u>同　　西寺方町２６０番地４</u></td></tr>
</table>
２　（略）</td><td>（種別、名称等）
第２条　図書館の種別、名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>種別</th><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分室</td><td><u>八王子市中央図書館北野分室</u></td><td>同　　北野町５４５番地３</td></tr>
<tr><td><u>八王子市中央図書館みなみ野分室</u></td><td>同　　みなみ野一丁目７番１号</td></tr>
</table>
２　（略）</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、平成３０年１０月１日から施行する。ただし、第２条の表、分室の部中「八王子市中央図書館北野分室」を「八王子市北野市民センター図書館」に、「八王子市中央図書館みなみ野分室」を「八王子市由井市民センターみなみ野図書館」に改める改正規定は、平成３０年６月１日から施行する。